

## 川崎市高齢者福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症防止対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年厚生労働省告示第264号)が告示されたことを受け、高齢者福祉施設等の入浴設備における構造設備及び維持管理に関し、遵守すべき基準等を定めることにより、レジオネラ症の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で高齢者福祉施設等とは、老人福祉法に定める老人福祉施設その他健康福祉局長が必要と認めた施設をいう。

2 この要綱は、高齢者福祉施設等のうち、浴槽を設け、施設の利用者を入浴させるものを対象とする。

### (衛生措置の基準等)

第3条 入浴設備における衛生措置の基準は別表第1に、構造設備の基準は別表第2に、浴槽水等の水質基準は別表第3に定めるとおりとする。

2 高齢者福祉施設等の設置者(以下「設置者」という。)は、第1項に定める基準に適合するよう努めるものとする。

### (施設の届出)

第4条 設置者は、施設の使用開始の日前までに、高齢者福祉施設等入浴設備設置届(第1号様式)を保健所長に提出するものとする。

2 設置者は、前項の規定による届出書の記載事項を変更したとき、又は施設を廃止したときは、高齢者福祉施設等入浴設備設置届記載事項変更届(第1号様式の2)又は高齢者福祉施設等入浴設備廃止届(第1号様式の3)を保健所長に提出するものとする。

### (指導等)

第5条 保健所長は、管内の対象施設の設置状況の把握に努めるものとする。

2 保健所長は、設置者に対し、第3条で定める基準に基づく適正管理の指導を行うものとする。

3 前項の規定により指導を行う者は、公衆浴場法施行規則第6条に定める環境衛生監視員とする。

### (台帳の備付け)

第6条 保健所長は、高齢者福祉施設等入浴設備台帳(第2号様式)を備え付け、その記載事項を整理しておくものとする。

### (水質検査の結果の報告)

第7条 設置者は、水質検査の結果を報告するときは、水質検査結果報告書(第3号様式)により行うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は平成16年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に高齢者福祉施設等を設置している者は、すみやかに第4条に規定する届出を行うものとする。また、施設の構造設備が別表第2に定める基準に適合しないときは、増築、改築、修繕等の際には適合さ

せるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 衛生措置の基準

- 1 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、別表第3に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質を管理すること。
- 2 原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- 3 ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2回以上、原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- 4 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切にあふれさせ、清浄に保つようにすること。
- 5 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器等を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管内の汚れを排出し、ろ過器等及び循環配管内の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- 6 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又はモノクロアミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロアミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として保健所長が適当と認めるときは、この限りでない。
- 7 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- 8 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。
- 9 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。
- 10 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- 11 貯湯槽内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- 12 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- 13 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- 14 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器

等及び循環配管内の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置等を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。

- 1 5 調節箱は、定期的に清掃すること。
- 1 6 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- 1 7 入浴設備は、適宜清掃、点検、補修を行うこと。
- 1 8 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- 1 9 設置者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従事者に周知を徹底するとともに、従事者のうちから日常の衛生管理に係る責任者（以下「管理者」という。）を定めること。なお、設置者が自ら管理者になる場合はこの限りではない。
- 2 0 管理者は、入浴設備の衛生管理について改善すべき事項を確認した場合は、その旨を速やかに設置者に進言し、設置者は、管理者の意見を尊重すること。
- 2 1 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素濃度及びモノクロラミン濃度の測定記録は、検査及び測定の日翌日から起算して3年間保管すること。
- 2 2 設置者は、2及び3の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、速やかに保健所長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに保健所長に届け出て、適切な措置を講ずること。
- 2 3 この表の規定にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水するものは、3（浴槽水に係る部分に限る）、4及び6に掲げる基準は適用しない。

別表第2（第3条関係） 構造設備の基準

- 1 床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造であること。
- 2 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- 3 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。
- 4 ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が逆洗浄その他の適切な洗浄方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- 5 循環式浴槽にあっては、循環している浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- 6 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前の部分に設けること。
- 7 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。
- 8 水位計を設置する場合にあっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しない構造とすること。
- 9 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- 10 調節箱を設置する場合にあっては、清掃しやすい構造とすること。
- 11 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- 12 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水に混合しない構造であること。

別表第3（第3条関係） 水質基準

1 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において同表の右欄に掲げるものであることとする。ただし、原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項から4の項までに掲げる基準の全部又は一部により難いときは、保健所長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認める場合に限り、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 pH 値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素の量）にあつては1リットル中3ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されない（100ミリリットル中10cfu未満をいう。）こと。

2 浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において同表の右欄に掲げるものであることとする。ただし、浴槽水として温泉水又は井戸水を使用する場合であって同表1の項及び2の項に定める基準の全部又は一部により難いときは、保健所長が衛生上危害を生ずるおそれがないと認める場合に限り、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素の量）にあつては1リットル中8ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットル中25ミリグラム

		以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に定めるところにより行われる方法	1ミリリットル中1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されない（100ミリリットル中10cfu未満をいう。）こと。

第1号様式

# 高齢者福祉施設等入浴設備設置届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

(設置者)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市高齢者福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症防止対策要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の所在地	川崎市 区 電話番号 044- -
施設の名称	
施設の分類	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人福祉センター・老人介護支援センター その他 ( )
管 理 者	氏名 職名
一日の入浴 (予定)者数	入所 ( ) 人 通所 ( ) 人
利用時間	
使用開始日	

※ 添付書類

給排水系統図 (貯湯槽を明示したもの)、循環系統フロー図 (ろ過器、集毛器、消毒装置を明示したもの)、  
機械浴を設置する場合はカタログの写し

設備の概要

循環の有無に係らず記入してください。循環のあるものは循環系統別に記入してください。

入浴設備名称	使用曜日	入浴者数 ／日	浴槽数	使用水	薬湯使用	ろ過器	滅菌装置	気泡発生装置
貯湯槽	有（設定 度）・無							

入浴設備平面図（別紙可）

第1号様式の2

# 高齢者福祉施設等入浴設備設置届記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

(設置者)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり変更しましたので届け出ます。

施設の所在地	川崎市 区 電話番号 044- -
施設の名称	
施設の分類	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人福祉センター・老人介護支援センター その他 ( )
変更の事項	旧 新
変更年月日	
変更理由	

※ 添付書類

入浴設備変更の場合は、変更前及び変更後の図面

## 高齢者福祉施設等入浴設備廃止届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

(設置者)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり廃止しましたので届け出ます。

施設の所在地	川崎市 区
施設 の 名 称	
施設 の 分 類	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人福祉センター・老人介護支援センター その他 ( )
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	



# 水質検査結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

(設置者)

住 所

氏 名

電 話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり水質検査を実施しましたので報告します。

施設の所在地	川崎市 区	電話番号
施設の名称		
施設の分類	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人福祉センター・老人介護支援センター その他 ( )	
水質検査の時期	使用開始前 ・ 定期 ・ 臨時	
水質検査年月日	年 月 日	

注 添付書類 水質検査成績書の写し